

中日両国体育体制の比較

謝 宝 君*

A Comparative Study on the Institution of Physical Education and Sport

Baojun XIE

(一) 緒 言

顧みると中日両国における交流の歴史は源が遠く、その流れが長い。

古代において、日本は中国から建築、文化、科学技術など各方面の優れたものを大量に導入し、それを自分のものにした。例えば、文化面において、中国漢字の冠・偏旁を利用し、仮名文字を造り出し、直接に漢字を国の正式文字としたこともあった。これにより、中日両国は密接な同文関係にもなった。

ところで、日本人はよく勉強し、上手に外国の優れたものを導入して、それを研究した上で、もっと優れたものを作り出すという民族的な特徴がある。これこそが戦後のたった45年間で日本を今日のような経済大国に発展させた原因だと思う。

一方、中国は19世紀末以来、孫文先生が指導した辛亥革命により封建帝王統制社会を引っ繰り返り、現代国家を造り始めた。その時に多くの有識者が日本国を含む外国に次々に留学し（例えば、孫文先生、作家魯迅、詩人郭沫若、周恩来首相らが日本に留学したことがあった）、帰国後重要な役割を果たした。新中国誕生の43年以来、中国政府は国土は広いが、人口が多く、

経済土台が弱いという特徴をもっていたところで国の発展と豊かな国民生活への向上のために、国情に適合した道を探して、堅忍不拔の努力をしてきた。

日本の人々が中国の現状に関心を持っている。中国は今様々な問題に直面しているが、全体的に見れば、中国の政治と社会が安定し、経済も発展している。これは中国人民が中国の国情に適った発展の道を見つけたからである。現代の中国は幾つか大きな特徴がある。

a 人口が多く多民族国家であること。中国の人口は十一億五千万で、計画出産を実施し一人っ子を奨励している。しかし、毎年千五百万人以上増加し、国民所得成長分の四分の一を消費している。

b 産業基盤が弱いこと。歴史的にみると中国は立ち遅れた農業国で、現代工業の基盤が弱く経済発展の始点が遅かった。一般的に中国は国土が広いし資源が豊富であると言われているが、しかし一人当たりで換算すれば、広くもなく豊富でもない。例えば中国の可耕地面積は7%しか占めておらず、一人の可耕地面積はアメリカと旧ソ連の九分の一で、世界平均の可耕地面積の三分の一である。中国のGNPは数十年の努力により第8位になったが人口の一人当

*江蘇省体育運動委員会

たりは102位である。

c 地域間の不均衡と都市・農村の格差があること。沿海地域の経済発展の水準が比較的に高く人民の生活水準も高い。しかし内陸、特に辺鄙な農山村地帯では二千万近い人が衣食の問題を解決しておらず、広い農村では一億八千万近くの人が文盲である。

以上の特徴があるからこそ、中国政府は、国家の資源・財力を効果的に使い、国民の積極性を引き出し、国民経済の安定・協調の取れた発展を継続的に保障するために、もっと改革・開放し、資本主義か社会主義かを問わず恐れずに先進的な管理経験と文化を学びとり、日本を含む外国の資金と先進的科学技术を導入し、中国の特色ある道を堅持し、国内の様々な問題があっても約11億五千万の中国人民の生活レベルを2倍以上に向上させ、中国歴史上にこの上ない素晴らしい成果をあげたと思う。

中日両国の体育スポーツの交流は盛んになっているが、日本は近年来、五輪を始め国際大会で自国の経済力に釣り合う成績を収められなかったことで本当に人々に残念な思いをさせることになった。しかし、強い経済力により、日本の社会全体の体育教育、スポーツの展開、レジャー、レクリエーションの状況と人間の健康状況などから見れば、中日両国の社会制度が違ってもお互いに研究することが重要であり、特に日本の体育スポーツの行政管理体制に於いて、中国に対しては、参考に値することが多いと考えている。

体育事業に関しても、当然であるが、科学的な完備した管理体制と有効な管理方法がなければ、体育事業が均衡的に発展させられない。社会制度は、同期の歴史の中で社会進歩の促進と社会発展の支障と言う両面性を持っている。そう言えば、わが国の現有の社会制度と改革・開放の勢いの中で、体育事業の発展の中で、2000年まで、中国体育スポーツのレベルは、世界の最高峰になるには、どこに、どのような不合理な要素があるのか？ 外国の現代体育行政管理面に於いて、自国の状況に適切な経験、管理方法、制度、政策、法律などを直接に採用す

ることが出来るか否か？ 現代社会の中で、体育スポーツが現代人の生活に対して広汎に浸透することによって、体育スポーツを媒介として徐々に一つの体育スポーツの“亜社会”が形成されている。そう言えば、この亜社会の存在は、社会全体に対して、どのような意義を持つのか？ どのような役割を果たすのか？ などの研究に値するテーマが、わが国の体育事業の発展と直接に関係を持つと思っている。この中で、価値がある中日両国の体育行政管理体制の研究と比較を通じて、中国の体制についての了解が深められ、双方の体育スポーツ事業の振興と発展にも大きな意義を持つと思う。

筆者は以上の目的を持って以下の研究を進めた。

(二) 中日両国政府の行政体制の比較

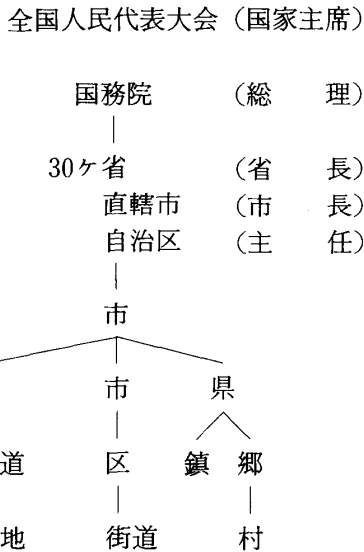
中日体育行政体制を比較するためには、最初に両国の政府の行政体制を比較しなければならない。

(一) 中日両国政府の行政体制の比較

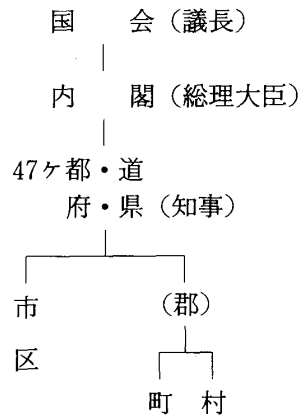
図(1)は図(2)と比べると形は三権分立の日本とよく似ているが、中国共産党の指導の下で多党合作の社会主義の中国行政機構図である。中国の省・直轄市・自治区は日本の都道府県に相当するもので、台湾を含めて合計30ある。日本の市(政令指定都市を除く)は県の下に所属しているが中国の県は市民の下に所属している。中国全体は図(1)の通りである。

図(3)と図(4)を比べると、中国國務院の部と委員会は日本の内閣の省に相当し、部長或いは委員会の主任(委員会の長官は主任と言う)は日本の大臣に相当するものである。中国では、政府は体育スポーツ事業を政府の直接指導の下で、国民の心身の健康の促進と民族精神の振興のため、一つの独立事業として進めているので、省・市・県以上の政府機関には(図の(3)、(5)、(7)のように)体育運動委員会と言う政府行政機関をも設置している。日本国は図(4)のように体育スポーツ事業を学校体育を重点とする文部省

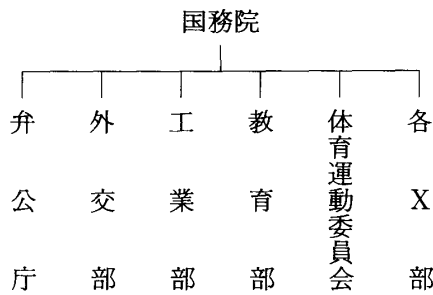
1. 中国国家行政機構図(1)



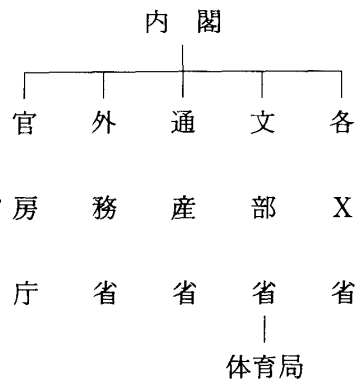
日本国家行政機構図(2)



2. 中国国務院機構図(3)



日本内閣機構図(4)

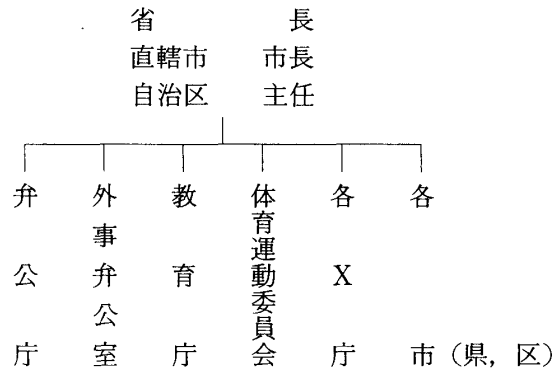


の仕事の一環として進めていると言えるが、国の体育事業行政長官は図(4)のようにただ文部省に所属している体育局長で、中国の体育大臣と比べると1クラス下の差があり、都道府県・市には、図(6)のように教育委員会中の社会教育部に所属している体育課とスポーツ課及び学校教育部に所属している保健体育課だけで、中国と比べると2クラス下の差があることが分かった。日本国では体育大臣がないので、民間団体としての日本体育協会、JOCがいくら旨く運営しても、近年の国際スポーツ大会では先進的、経済大国日本と競技成績を釣り合わせる事ができなかったのではないと思われる。

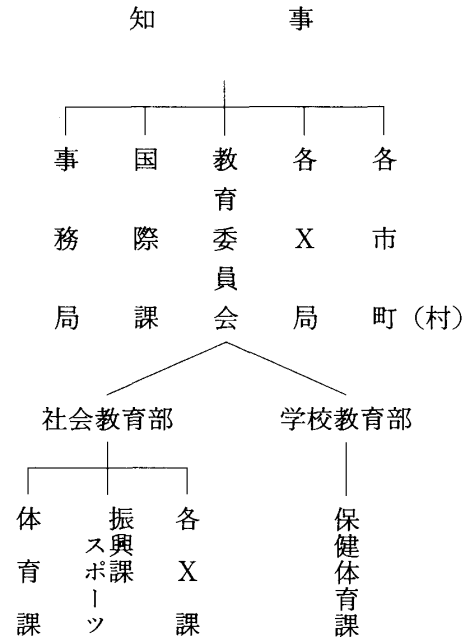
図(5)と図(6)を比べると中国の省・中央直轄市・自治区は日本の都道府県に相当し、省長・

中央直轄市市長・自治区主任は日本の知事に相当するとすれば、中国の省長に直接に所属している庁長、弁公室主任、委員会主任と市長は日本の知事に直接に所属している局長、委員長、市長に相当すると考えられる。例えば、図(5)のように中国の省の体育運動委員会主任は日本の県の教育委員会教育長に相当する者と言える。中国の人事管理制度の特徴は日本のように毎年4月に行う人事移動と違っているが、仕事の必要性和その人の実績により、随時に上からの辞令によって、人を移動或いは進級させられることである。

3. 中国の省・直轄市・自治区の機構図(5)



日本都道府県機構図(6)



(三) 中日両国体育行政体制の比較

以上の中日両国の政府行政体制を比較した上で、中日両国の体育・スポーツ行政体制を比較しよう。両国の体育・スポーツの政府行政機能部門としては、図(9)で表すことができる。しかし、体育行政体制の比較をする前に、体育行政体制の定義を比較しておきたい。

A 両国の体育行政体制の定義について

中国：体育体制は体育事業を管理する政府機構と社会組織及びその制度の体系である。

具体的に以下の内容を含む：

1. 体育の政府機構と社会組織の組織形態、機構設置、所属関係及び機能権限などの組織指導体制；
2. 学校体育、競技体育、社会体育の管理体制；
3. 人材養成、人事幹部、計画財務、宣伝教育、科学技術の管理体制；
4. 組織指導体制と管理体制の実施と管理を保証する各法律・条例、制度及び措置等。

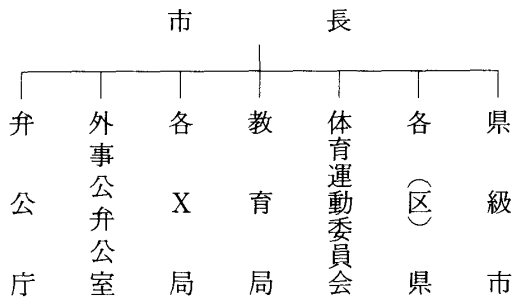
体育体制は国家が体育事業を指導し、管

理し、発展させる重要な保証である。

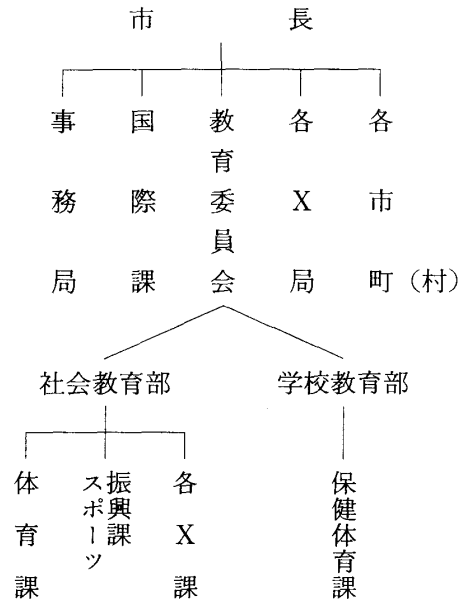
日本：体育行政は、教育行政の一分野であり、体育・スポーツに関する政策を成文化した法律に従って、具体的に実現する公権力作用である。したがって、国及び地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、市町村の事務組合など）のスポーツを所掌する機関がこれを行行使するもので、国にあっては文部省が、地方公共団体にあっては教育委員会がその中心である。具体的な内容は国のスポーツ振興の措置を中心としながら、次のとおりである。

1. 体育の日の行事の実施（スポーツ振興法第5条）
2. 国民体育大会の開催（スポーツ振興法第6条）
3. スポーツ行事の実施及び奨励——広く住民が自主的かつ積極的に参加出来るような運動会、競技会、運動能力テスト、スポーツ教室など（スポーツ振興法第7条）
4. 青少年スポーツの振興（スポーツ振興法第8条）
5. 職場のスポーツの奨励（スポーツ振興法第9条）

4. 中国各市の機構図(7)



日本各市機構図(8)



興法第9条)

6. 野外活動の普及奨励 (スポーツ振興法第10条)
7. スポーツ指導者の養成 (スポーツ振興法第11条)
8. スポーツ施設の整備 (スポーツ振興法第12条)
9. 学校体育施設開放事業の推進 (スポーツ振興法第13条, 社会教育法第44条)
10. スポーツ水準を国際的に高めるための必要な措置の推進
11. スポーツの優秀な成績を収めた者とスポーツ振興に寄与した者の顕彰 (スポーツ振興法第15条)
12. スポーツ事故の防止に関する必要な措置の推進 (スポーツ振興法第16条)
13. スポーツに関する实际的, 基礎的研究の推進

以上の定義を比べると, 日本は体育行政が教育行政の一分野であると言ったのは, 日本国の体育事業の最高行政機関である体育局が文部省に所属させられていることによるものだと思う。学校体育を重点としたのは, 将来を担う青少年の心身の健全な発展を図っていると言える。実は体育そのものは教育の過程の一つで,

体育理論の発展, 伝統運動種目の保存と普及, 運動方法と技能の習得, 競技レベルの向上, 新記録の更新などは教育の発展と切り離せないことであると思われる。

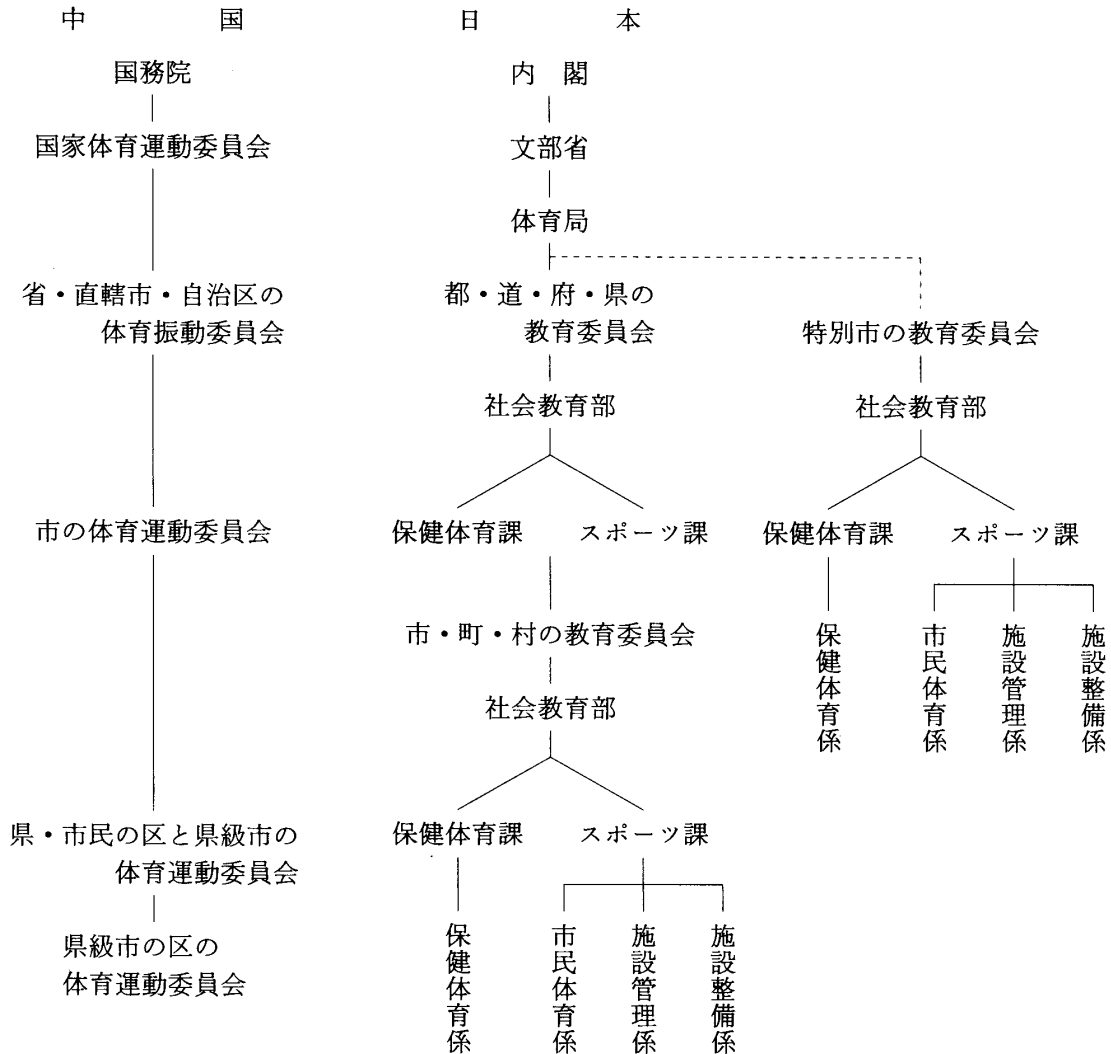
私は時々日本の剣道場と弓道場に外国人を含む人達の剣道と弓道を練習する様子を見学して, その服装・器械・場所・規則及び身体を修め, 教養を育むことを目的として真剣に練習している人達の姿に, 日本の伝統的な永遠不滅な魅力を持つスポーツ種目の一つで, 完全に保存されて来たことに感心させられた。これは日本の教育の結果だと考えた。

日本と比べると中国は体育運動委員会と言う体育省があるからこそ, 少数の選手スポーツと言う現状を一度改革して, 国民全体のために, 日本と同じように体育スポーツの重点を学校体育に置く必要があるというばかりではなくて, 置くべきだと思っている。

B 中日両国体育・スポーツ行政体制機構について

図(9)のように, 日本と違っている中国は県クラス以上の政府機関には, 体育の政府行政職能部門と言われている“体育運動委員会”を設置している。各体育運動委員会が本地区の政府の

中日両国体育・スポーツ行政体制機構図(9)



指導を受けると同時に、仕事の面に於いて上級の体育運動委員会の全面指導を受けながら、下級の体育運動委員会に対して指導をしなければならない。中国の省の体育運動委員会を例として述べよう。

例えば、江蘇省体育運動委員会は、行政の面に於いて、勿論、江蘇省人民政府の指導を受けるが、仕事の面に於いては、上にある国家体育運動委員会の直接的指導を受けながら、下の11市の体育運動委員会の仕事に対して直接に指導をし、体育方面の人事に助言し、体育経費の配分をしなければならない。

(四) 中国体育の発展過程

ここで理解を深めるために、中国の体育発展状況を述べる必要があると思う。

1 1949年まで

五千年の文化発展の歴史を持つ世界史上の古い国家の一つである中国の古代体育はその内容が豊富で、種目も多い。例えば、原始社会の後半期には“消腫舞”（腫が引く舞）があったようで、春秋戦国時代後半には、病気の防止と長寿を求める健康法とする各“導引術”があり、宋代の“五禽戯”（動物の動作を真似る技），“八段錦”，明代の太極拳等代表的なスポーツがあった。その内容も時代の流れによって充実し、発

展している。しかし、“体育”と言う用語は使われなかった。中国の体育史学界の人たちは“体育”と言う用語が、百年前に外国の日本から導入されたと認識している。中国の歴史の中で“改良派”と呼ばれていた康有為は、日本に留学して、1891年から1894年にかけて、廣州の長興里で“万木草堂”を作り、初めて日本で学んでいた体操の内容を教科書に入れ、1897年に〈体育学〉と言う本の目次を康氏自身が編集した〈日本書目志〉に書き入れた。1895年前後、軍隊でドイツ式軍隊体操が普及した。1901年の〈教育世界〉誌に正式に“体育”と言う用語を使い始めた。1903年の〈政芸通報〉誌に“無錫体育会”のニュースを発表した。1906年に上海の“精武体育会”の成立、1910年に南京で開催した“全国学校区分隊第一次体育同盟会”を中華民国の第一回国民大会として中華民国政府に追認されたこと、中華民国政府が公布した〈小中学校課程要綱草案〉中で、正式に“体操科”を“体育科”に直したことによって、“体育”と言う言葉が中国に定着した。1924年に南京で“中華全国体育協進会”が発足し、1931年に“中華全国体育協進会”は中国オリンピック委員会としてIOCに承認された。1932年に中華民国政府は教育部の中に体育の政府機構である“体育委員会”を設立した。1935年に当時の極東に於いて最大の上海江湾体育場がオープンした。当時の中華民国政府は〈全国運動大会の開催方法〉も公布した。しかし、1949年までは、戦争によって、体育・スポーツの発展が出来なかった。

2. 1949年後の42年間は五段階に分けられる

① 1949年-1956年は体育事業の開拓時期・体育機構組織の設立時期である。

1949年10月1日に中華人民共和国が誕生した。1949年10月に旧中国の中華全国体育協進会を中華全国体育総会に改名した。当時の学生の健康不良状況を改善するために、政務院が1951年8月に〈関与改善各級学校学生健康狀況的決定〉と言う決議をした。1952年春に毛沢東中国共産党主席が、“体育運動を展開し、人民の体質を増強せよ”と題字した。1952年11月に、

中国の体育事業を進めるために、当時のソ連の体制を真似て、中国体育事業の指導機関である“中華人民共和国体育運動委員会”(体育省に当たる、以下は国家体委と略称)が設立され、賀竜大元帥が中華人民共和国体育運動委員会の主任(体育省大臣に当たる)に就任した。その後、時代の発展と賀竜の“体育運動の展開を保証するために各級の体育運動委員会を完全に設立しなければならない”と言う指示により、各省に県級以上の政府に相次いで体育運動委員会を設立され、教育部、中華全国労働組合、中国共産党解放軍などにも体育管理機構が設立され、鉄道、炭坑、鉄鋼など20以上の系列に産業体育協会と一般体育協会が設立された。当時の国家主席劉少奇の提案により、条件が整っている地方に国防体育協会と国防体育クラブが設立された。1954年1月に中国共産党中央委員会が〈関与加強人民体育運動工作的指示〉と言う決定の中に“人民の体育運動は国家の新しい事業の一つで党の重要な任務の一つである”と強調した。

1954年5月4日に国家体育委員会は、ソ連の〈労働与衛国体育制度〉を参考として、自国向けの〈労働与衛国体育制度〉を創出し、56年58年に二回改正した。国内で、国民の健康保持と体位の向上を目的として、政府は国民をこの〈労働与衛国体育制度〉の標準に到達させるために、学校、工場、軍隊、全国で体育運動のブームを広げ、〈運動員技術等級制度〉(競技選手に関する規定)、〈裁判員技術等級制度〉(審判に関する規定)、〈体育運動競賽制度〉(スポーツ競技に関する規定)など条例を公布し、実行し始めた。1956年に政府は体育スポーツの発展の未来を展望し、体育専門の人材を養成することを重視し、中国第一体育大学と言われた上海体育学院を創立してから、北京、沈陽、成都、西安、武漢など六つの体育学院と11の体育専門学校、77の青少年業余体育学校(アマチュア学校)を創立した。(現在全中国には、体育学院は14校で、各市にも体育運動学校があり、100以上の師範学院には体育学部も設立した)また、農村の文化、体育運動を推進するために、1956年6月に初めて北京で“全国農村体育工作會議”を開い

た。全国でラジオ体操運動会も普及した。

② 1957年-1966年は、国の経済発展と建設の状況にもなつて、第一と第二回国民大会があつて、体育運動が発展した時期である。中国の人口の80%を占めている農村を政府は非常に重視しているが、1956年の農村体育工作会議の後に全国で1957年に於いて、4万近く農村体育協会が作られた。1957年に政府は“社会主義的覚悟と知識を持つ労働者になるために、学生を徳育、知育、体育の多方面に発展させよう”という教育方針を公布したことによって、学校体育が今までより一步前進した。しかし、1957年と1959年の“反右派”政治運動と1958年の国の“大躍進”という過激な経済建設及び1960年-1962年のソ連の経済援助の撤回と自然災害などにより、体育運動の展開に影響をもたらした。上述のことがあつても、政府は体育発展を重視し、1958年に中国の歴史上に初めて体育科学研究所（北京体育科学研究所、即ち今の国家体育運動委員会の体育科学研究所）を設立した。国家体育運動委員会は今までの体育運動を発展させるために定められた各規定、条例に対して改正をし、国家の体育新聞である〈体育報〉、体育誌〈中国体育〉（外国版）と〈新体育〉を創刊した。同時に1959年に新中国の第一回国民体育大会を開催し、7人が4回で4種目の世界記録を破り、644人が844回国の記録を破るという予想以上の成績を取めた。1960年3月北京で全国体育科学工作会議を開催した。1963年に、国民経済が少し良くなり、国家体育運動委員会が〈選手チームの工作条例〉を公布し、今まで定められた各規定を再改正した。第二回国民大会は1965年に行われ、66人が41回で28種目の世界記録を破り、331人が469回国の記録を破る成績を取めた。この十年間で全国4,200万人以上が一主なのは学校である—〈労働与衛国体育制度〉の標準に達し、147万人の青少年が体育業余学校に通い、142回世界記録を破ったことがあり、13種目の世界チャンピオンを作った。また、国は体育施設に力を入れ、観衆1万人の体育館を各省に作り、競技選手を養成するために、十大訓練基地を作り、50以上の国とスポー

交流を行った。

③ 1966年-1976年は十年間の“文化大革命”が中国人民に大きな災難をもたらし、体育事業も酷い損害を受けたが、全国の努力で、体育事業がやや発展していた時期である。1966年5月に始まった“文化大革命”によって、“全てを疑い、全てを打倒する”というスローガンの下で、小学校から大学までのすべての学校を含む全国が“全面内戦”の混乱状態に陥り、体育管理機構全体も麻痺状態に陥った。国家体育運動委員会主任である賀竜氏が監禁され、迫害されて獄死した。体育界の多くの指導者が“走資派”（資本主義の道を歩むこと）・“反革命修正主義分子”・“裏切り者”などとして、批判され、役人達はほとんど転職或いは農村に行かされ、“労働改造”（肉体労働で思想を改造する）させられた。相当数の体育運動委員会と体育科学研究所及び選手チームが解散させられ、体育新聞等も封鎖された。1968年に、小・中・高学校は再開され、大学は1970年に再開された。体育事業は1971年に、毛沢東主席・周恩来総理始め中国政府が日本で開催する第31回世界卓球選手権大会に参加することを決定したことによって、旧に復する転機になり、各級の体育運動委員会が段々正常な状態になった。第31回世界卓球選手権大会の参加とアメリカ卓球チームの中国訪問の招聘は、中国の“ピンポン外交路線”（卓球外交）の勝利で、中日の国交回復と中米国交の樹立のために、重要な役割を果たしたと言える。1972年に中日国交回復により、中日間のスポーツ交流を始め国際交流が盛んになった。1974年に“文化大革命”で打倒された鄧小平氏が復活し、体育事業発展をも分担することは、体育界に大きな激励となり、第七回アジア大会と第一回世界ジュニア大会などで、良い成績を取めた。

④ 1976年-1986年は体育の大発展の時期である。

1976年に四人組が追放されたあと、各級政府は、体育運動委員会の指導者グループの構成を調整し、体育発展に力を入れた。1978年1月に北京で、建国以来の最大の1,400人が参加した全国体育工作会議を開催した。会議は建国以来

の体育事業建設方面の経験を総括し、発展の方向を決め、体育界の仕事に対する積極性が高められ、中国体育史上で重要な会議である。その経験としては：

- a 党の指導を堅持しなければならないこと。
- b 青少年の徳、知、体の全面发展を促進しなければならないこと。
- c スポーツの普及とレベルの向上を結びつける方針を堅持しなければならないこと。
- d 体育運動競技会を開催しなければならないこと。
- e スポーツ技術の最高レベルに早めに登らなければならないこと。
- f 国際スポーツ交流をしなければならないこと。
- g 合理的な規定、制度を堅持しなければならないこと。
- h 理想を確立し、スポーツ競技種目に高いレベルを持つ選手から構成したスポーツ競技選手チームを作らなければならないこと。

1979年、政府は社会体育の発展を強調し、同時に〈国家体育鍛錬標準〉を再改正した。(〈国家体育鍛錬標準〉は1954年に公布した〈労働与衛國体育制度〉を1956年と1958年の二回の改正を経て、1964年に、〈青少年体育鍛錬標準〉と改名され、1966年に実行停止され、1973年に、この〈青少年体育鍛錬標準〉をもとにして、新しく作ったものである。)

1979年10月5日に国家教育部と国家体育運動委員会は建国以来の学生の健康状況と体育運動の展開状況及び経験を纏めて、〈中・小学校体育工作暫行規定〉と〈高等学校体育工作暫行規定〉(中国の高等学校は大学と言う)を公布した。これは中国の学校体育の規則で、学校体育の規範化と制度化の重要な根拠である。

1979年11月に、二つの中国の問題で1958年に一度脱退した中国オリンピック委員会(COC)のIOCにおける位置が復活し、国際スポーツ交流もより一層進められた。1979年の全国体育工作会議は、当時の状況に基づいて、各

省以上の体育運動委員会がスポーツの普及と競技レベルの向上との結びつきの前提の下で、競技レベルの向上に力を入れ、10年間の内乱によってわが国の運動技術レベルと世界トップレベルとの間の差の矛盾、即ち、運動技術レベルが立ち後れていることの主要な矛盾を解決しなければならないことを確定した。この決定によって、選手スポーツを中心とするスポーツ競技レベルが急にアップし、文化大革命で中止された競技選手を養成する青少年アマチュア体育運動学校と体育スポーツ専門学校が復活され、選手の養成に力を入れた。1979年の第4回と1983年の第5回の国民大会で、予想以上の成績を取めた。1981年から、中国女子バレーチームがワールドカップ大会中での5連覇、1984年の第23回五輪で金メダルが世界第4位、メダル総合が第6位で全世界を驚かせる成績を取めた。1982年の第9回と1986年の第10回のアジア選手権大会の中で金メダルの数が第一位になったことによって、アジアのスポーツ界に君臨していた日本に代わりアジア第一の国になりつつあると言われている。

⑤ 1986年-現在は競技スポーツがアジアの座を押さえ、世界の最高峰へ進む時期で、学校体育と社会体育が一層重視されている時期である。

1984年の10月に中国共産党中央委員会が〈より一層の体育運動の展開に関する通知〉を発表した。その通知の中で、“本世紀末までにはわが国を世界の体育強国に建設する”という体育発展の目標を提出した。この目標を実現するために、国家体育運動委員会は、競技体育と社会体育(中国では競技体育の他は皆社会体育と言う)を両手で確り掴み、必要な時はその一方に重点を置き、国家の経済建設の改革・開放の勢いの下で、世界一激しい競争の中で、体育科学研究、オリンピック戦略の制定、競技種目レベルの向上、競技大会の運営、選手の養成、体育人材の養成、体育施設の整備・拡充、及び奨励などに力を入れなければならないという総合的な措置を創り出した。

1987年の第6回国民大会と1988年の第24

回五輪大会中で、中国選手が前よりもっと良い成績を収めた。

青少年は国家の未来であり、ある種目には選手年限があるからこそ、世界選手の子備軍・人材の源であることが体育界で十分理解されている。だから、1987年以後に、学校体育の強化が一層強調されている。

社会文化と上部構造の重要な内容となる体育の全体は、発祥から見れば、どこの国でもその国の政治、経済、文化、教育、軍事等と緊密な関係を持ち、その国の政治に指導され、その国の政治に奉仕するものであると思われる。その主なのは：

- a 民族精神を奮い起こし、祖国の榮譽が勝ち取られる。
- b 国際交流を通じて、各国人民及び選手間の友誼と団結が促進される。
- c 外交の手段として利用され、政治的影響が拡大される。
- d 国内の民族及び人民の団結が增強される。

体育と政治の間には、以上の関係があるからこそ、中国政府は1989年6月4日の北京天安門事件が中国のイメージにもたらした影響を取り払い、国内の民族及び人民の団結を增強し、改革・開放の国情を安定させ、経済発展を促進するために、1990年の北京第11回アジア競技大会を立派に開催しなければならないと決意した。中国史上で初めてこのような大会を開催するには、様々な困難と問題点があっても、政府は全国人民を動員し、立派なアジア大会を開催する民族的自尊心を奮い起こし、寄付金運動も取り入れるまで精一杯の努力をし、予想通りに良い評判が出来た立派な北京第11回アジア選手権大会を開催し、金メダル数と総合が第一位の素晴らしい成績を収め、2000年の北京五輪の誘致により基礎をも作った。

北京第11回アジア大会の開催は中国の体育事業の発展を促進したばかりではなく、中国の経済発展をも加速した。

アジア大会の開催成功のため、全国の基本建設事業を緊縮する状況の下で、北京には一気に

20の新しい体育場・館が誕生した。これは北京市では、30余年間で作った体育施設より多い。北京市の都市建設部門が、早くから建設しなかったけれども、建設できなかった24本の道路の整備・拡大と18個所の交差点の立体交差橋の建築を一気に完成した。体育の宝くじ券の経営が解禁され、初めて体育の宝くじの甘さを味わえ、4億枚の宝くじ券は一気に売り切れたことにより資金を集める道が切り開かれた。20数万人の内外観客が同時に北京に殺到し、各賓館・ホテルが満員になった。北京を中心とする体育経済が全国へ強烈な輻射をすることにより、一時的に中国経済の発展の原動力の一つになった。14本ルートの衛星中継放送により、中国の状況が世界へ流され、中国のイメージの宣伝も出来た。アジア大会の成功及び体育と経済の婚姻により、中国人は人々が体育大会の開催の方法を利用し様々な利益を取ったばかりではなく、現代経済思想が体育の舞台を借りて早く広げられたことを発見した。この現代経済の思想は、時間意識、チャンス意識、競争意識、効率意識、意志意識などを含んでいる。ある人は全力をあげて投入し、豊作を収めた。ある人は猶予彷徨で、結局は後悔することになった。しかし、得るか失うかを問わず、この中では旧観念を越え、新境界になったと言える。1990年の北京第11回アジア大会は、中国体育史上の里程碑であるとも言える。

中国体育を世界にはばたかせるために、1992年のバルセロナ第25回五輪を中心として中国政府は競技体育に力を入れ、様々な有利な措置を講じていた。

① 毎年の各省級体育運動委員会主任が参加した会議を開催し、国の体育発展段階の方針(すべてはバルセロナ五輪を巡る)を勉強させ、五輪でよい成績を取る意志を固め、地方に貫くよう要求した。

② 1988年のソウル24回五輪の後から、下の市・県から選手養成に拍車をかけ、絶え間無く選抜大会を開催し、バルセロナ五輪の代表選手を選抜した。

③ 体育事業の経費を増大した。

- ④ 体育スポーツ施設を拡充し、整備した。
 - ⑤ 入賞選手と国に貢献した省・市・自治区に表彰と奨励制度を改善した。
 - ⑥ 1993年に第7回国民大会があるので、選手が五輪で取った点数をその選手の所在地区の国体の点数として、加算した。
 - ⑦ 各種目の選抜選手を合宿させ、強化訓練を実施した。
 - ⑧ 体育科学研究は選手強化練習と成績の向上を巡って研究した。
 - ⑨ 全国で体育の宣伝を拡大した。
 - ⑩ 体育産業も五輪を中心として展開した。
- 以上のような10大措置で、中国は第25回五輪でメダルの数は金14、銀22、銅16計54コで、世界第4位に躍進し、体育の強国へ一歩進んだと言える。

(五) 中国体育の組織機構と指導体制

中国体育組織機構、指導体制は、図(10)のように、国家行政部門、軍隊、社会組織と言う3大システムから構成されているが、中国体育の最高指導機関は国家体育運動委員会である。

(1) 国家行政部門システムの組織；その中に二つのシステムを含む

① 体育運動委員会システム；即ち、図(9)のように、県級以上の政府機関に体育事業を担当する体育運動委員会と言う機関を設置している。

② 他の行政部門のシステム；即ち、国家体育運動委員会と同級の部（日本の省にあたる）が、本部門システムの体育の仕事を主管しながら、国家体育運動委員会に協力する。例えば、国家教育委員会は、国家教育システムの体育事業の主管部門であるが、国家教育委員会に設置されてあった体育司が、国家教育システムの体育事業を管理する具体的な職能機構である。国家教育委員会は、地方（各省、市、県、区）の各級の教育委員会、或いは教育厅、或いは教育局（体育処、或いは体育科を設置している）を通して、各級と学校体育の管理を実施する。

例えば、国家民政部門は、国家体育運動委員会に協力し、身体障害者の体育運動を指導し、激励すると同時に、身体障害者の運動会を開催し、国際身体障害者大会に参加することを運営する。

(2) 軍隊システムの体育組織

中国人民解放军システムの体育の仕事は、中国人民解放军の軍事委員会の総幕僚部、総政治部・総厚生部により管理が実施される。この三つの部から構成した体育指導委員会は、軍隊体育を管理する職能機構である。

軍隊体育指導委員会の主な職責は； a. 軍隊システムの体育の企画と計画を制定する。 b. 軍事訓練中の身体作りを実施する。 c. 軍隊の学校体育の仕事を管理する。 d. 軍隊の競技大会を開催する。 e. 国民大会に参加することを運営する。 f. 軍隊システムの代表選手を養成する。 g. 軍隊間の国際交流を行う。 h. 軍隊システムの体育施設の建設と整備をする。 i. 軍隊体育の経費と給与に責任をとる。

(3) 社会組織システムの体育組織

① 社会体育組織：

い 中華全国体育総会（体総と略称）

中華全国体育総会は、全国的な大衆体育組織である。その具体的な任務は、 a. 大衆性体育運動を展開し、人民の体質を增強し、スポーツレベルを向上する。 b. 全国の体育界・体育愛好者を団結し、関係ある部門に協力し、中国の事業の発展のために努力する。 c. 関係ある部門と連合して全国大会を開催する。 d. 国際体育組織との連絡を強め、国際交流を促進し、国際大会の参加と開催を運営するなどである。

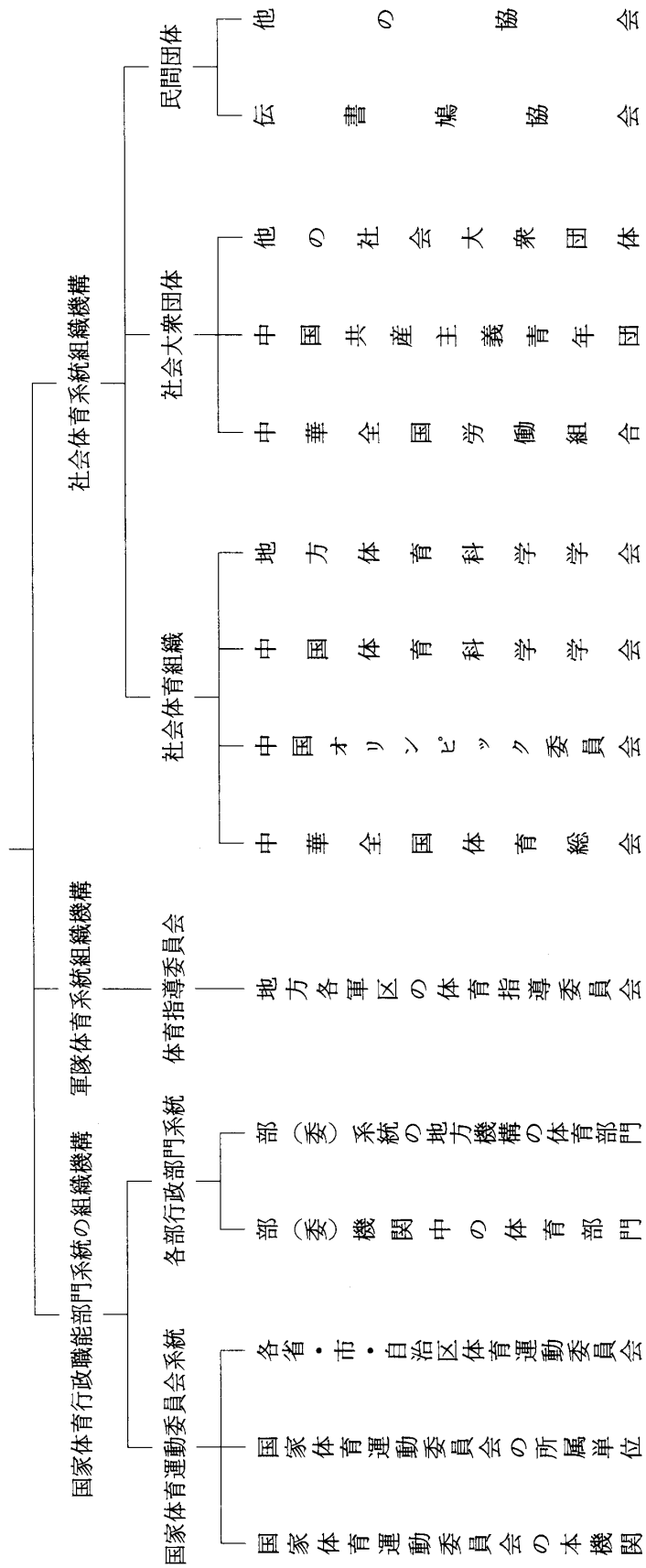
中華全国体育総会は、省級地方で地方の体育総会を設立し、以下の県級まで、地方で体育分会を設立し、工場、鉱山、企業、農村の郷・村など基礎単位で体育協会を設立する。

ろ 中国オリンピック委員会（COC）

中国オリンピック委員会は、体育の発展

中国体育行政体制組織機構総図(10)

国家体育運動委員会



とオリンピック運動の展開を主旨とする全国的な大衆体育組織であり、中国でオリンピック運動の理想を宣伝し、オリンピック運動を推進する。(その任務は省略する)

は 中国体育科学学会

中国体育科学学会は、全国体育科学技術者の学術的大衆団体であり、中国科学技術協会の一部である。(その任務は省略する)

以上の社会体育組織は、今まで、ただ、名前と表札のことであり、名実伴わなくて、独立していない単位である。中国では、“一班人馬、两块牌子”(単位は一つで、表札は二枚であること)とされている。その具体的な仕事は皆体育運動委員会の職員が兼任しているのである。最近5年来、省級以上の体育運動委員会の中で、社会体育が強調されることにより、体育総会の事務室だけを設立し、経費予算も別項にしたところである。

② 社会大衆団体：

い 中華全国労働組合

中華全国労働組合に設置されていた体育部は全国労働者・職員の体育の仕事を管理する部門であり、全国労働者・職員の体育を展開する方針と計画を制定し、地方各級の労働組合及び産業労働組合が各体育活動に参加する労働者・職員を指導し組織することを促進し、全国労働者・職員体育大会などを開催し、地方各級の労働組合と各産業労働組合を通して全国労働者・職員の体育の仕事を展開する機関である。

ろ 中国共産主義青年団(共青団と略称)

中国共産主義青年団中央委員会文化体育部は、地方各級の共青団組織を通して青少年の文化体育の仕事を展開し、管理する部門である。各級の共青団組織の体育方面に対する主な仕事は、青少年の〈国家体育鍛錬標準〉に達するために、各体育運動、競技大会に参加する青少年を動員し組織することである。

は 以上の他に、中華全国婦人連合会、中華全国青年連合会、中華全国学生連合会など

社会大衆団体もある。

③ 民間体育組織、例えば、中国伝書鳩協会、中国風協会、中国登山協会など。

(六) 国家体育運動委員会とその行政図

中国国家体育運動委員会(国家体委と略称)は、冒頭に紹介したように、1952年11月に設立され、中国政府の体育を主管する行政部門であり、全国の体育事業に対して、統一指導、協調、監督を行う責任を持つ政府機関である。中国に於いて、県級以上の政府機関には本地区の体育事業を担当する政府機関の一つである体育運動委員会を設置している。

国家体育運動委員会の主な職責は次の通りである。

① 体育の具体的な方針・政策の研究と立案、全国体育事業の年度計画・遠景計画の制定を実施すること。

② 国家が公布した決定と決議が地方で実施されたかどうか及び地方各級体育運動委員会の仕事の検査と指導、直轄事業・企業及び体育学校・体育大学の指導と管理を行うこと。

③ 各部門、各産業が積極的に体育活動を展開することに協力し、指導を行うこと。教育・文化・農村・機関と部隊の体育の展開に協力すること。衛生治療部門が体育運動的な医務監督と医療体育を行うことに協力すること。都市及び農村の建設、環境保護などの部門と協力して、スポーツ施設の企画、建造および体育器材の生産と供給を行うこと。

④ 体育スポーツに関する法律および制度の制定、体育システムの体制の改革の研究と実施、体育関係者及び選手の高級技術の職稱、称号及び榮譽獎章の授与を行うこと。

⑤ 全国のスポーツ競技大会の計画の制定、その大会の運営、各競技規則の審査、決定、各種目の国の記録の審査許可を行うこと。

⑥ 国家体育鍛錬標準を遂行し、大衆体育スポーツ活動を広げること。

⑦ 全国のスポーツ競技種目の配置を統一的に企画し、優秀な競技選手チーム作りとアマ

チュアスポーツ訓練を指導すること。

⑧ 国際交流，国際競技大会の開催と国際競技大会への参加を取り扱うこと。

⑨ 体育スポーツの宣伝と出版及び科学研究の指導運営，体育の指導幹部と体育専門の人材の養成，体育システムの財務計画と給与の仕事を受け持つこと。

⑩ 各地方の党委員会と政府に協力して，体育スポーツ競技選手チームの政治思想教育，幹部の管理，規律の検査などを強めること。

⑪ 中華全国体育総会，各スポーツ種目協会と各体育協会，中国体育科学学会，中国体育記者協会など体育大衆団体の仕事を支持して指導すること。

⑫ 中国オリンピック委員会の仕事を支持して指導すること。

国家体育運動委員会の体制機構は 図(11)一略一図(13)参照一のように設置されているが，その中の司，庁，局，室は管理の職能を行う機構である。

各地方の体育運動委員会は，同級の人民政府の本地区の体育を主管する行政部門であり，同級の人民政府と国家体育運動委員会の指導を受け，国家が制定した体育方針，政策，法律，制度，計画などに基づいて，本地区に於いてその職能の範囲内の体育の仕事を行うものである。

(七) 中国競技スポーツ選手の養成について

競技体育は，優秀なスポーツ成績の獲得を目的としてスポーツ訓練及び競技を行うことであり，この目的を実現するために設立され対応している訓練体制である。その特徴は最優秀な成績を獲得するために，個人或いは団体のスポーツ潜在力を最大限度に発揮し，統一の競技規則の下で競技し，競技の成績が社会に認められるものである。

国家の名誉と民族精神に直接に関係している競技体育を重点として進めている政策と方法は，社会主義国の体育事業の発展の共通点であると言える。中国は今までのソ連の影響で，体

育のすべてが，ソ連の体育と同じようにしているが，改革・開放の今日でも，中国政府が競技体育と社会体育を両手で掌握していると言っても，やはり競技体育を第一の位置に置くことにしたのである。

1950年以前の中国のスポーツは見るべきものはなかったが，1955年の全国の体育スポーツのブームが拡大したことにより，その力は急速に向上していった。その中で主なのは，国が競技スポーツ選手の養成に力を入れたことであった。

(1) 业余体育学校

中国は1955年から全国でスポーツ選手を養成するために业余体育学校を作る政策を実施し始めた。つまり，各県級以上の区，県，市に业余体育学校を設立することである。业余体育学校は，少年业余体育学校と青年业余体育学校の2種類であり，生徒が放課後に通うもので，日本の各学校のスポーツクラブのようなもので，技術の指導は，各級の体育運動委員会に所属している各種目のコーチが行う。

a 少年业余体育学校；年齢は小学校の6年生から中学校の3年生までの13歳から16歳までで，時間は週2・3回で，一回は2時間単位である。

b 青年业余体育学校；年齢は高校1年生の17歳から高校三年生の20歳まで，時間は週2～4回で，一回は2時間である。

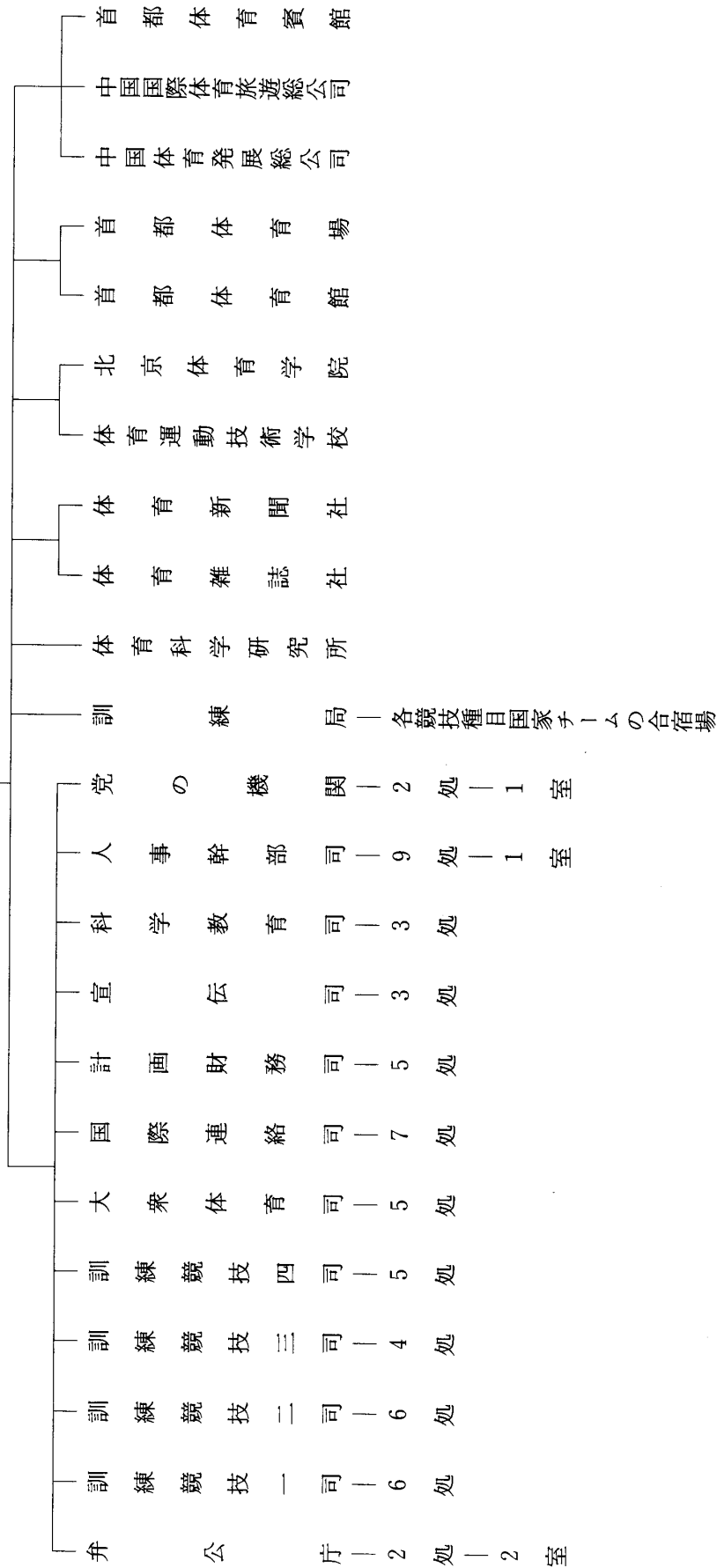
业余体育学校の生徒は，スポーツ条件に恵まれた生徒が自由参加により，定員人数に基づいて選抜された者である。訓練の用品は自前であり，ただ，毎回訓練に一食が付くことである。业余体育学校の訓練内容は，国の业余体育学校要綱の基本である身体づくりを中心として進められるが，各種目の基本動作・要項を練習させ，よい競技選手になるまで備える条件である。

(2) 体育運動学校（体育運動技術学校）

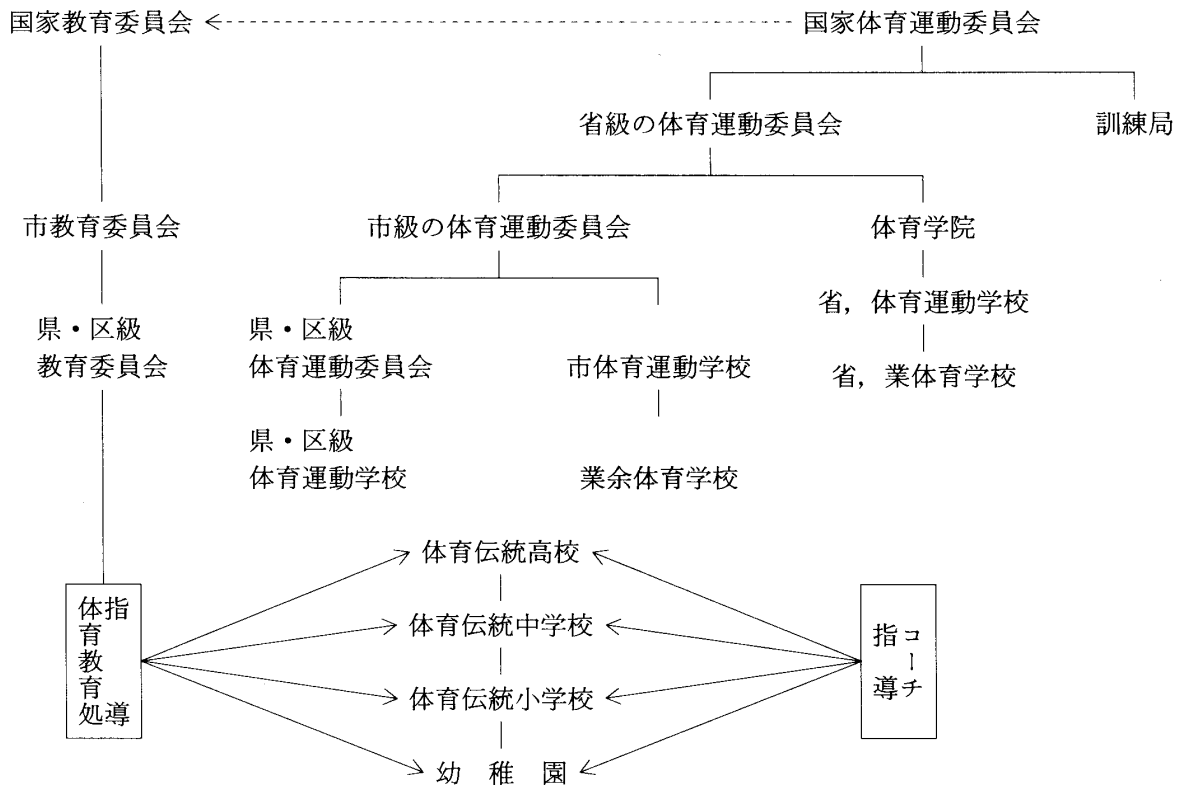
1978年1月に開催された新中国の最大の体育会議の決議により，中国は体育人材と競技選手の養成を加速するために，県級以上地区に業

国家体育運動委員会行政体制機構図(1)

国家体育運動委員会



図(12)



余体育学校の経験をまとめた上で体育運動学校
 或いは体育運動技術学校を設立し、条件の整っ
 た省に体育学院（中国の学院は大学程度の学校
 である）を設立する方針を作り出した。体育運
 動学校（体育運動技術学校）が雨後の筍のよう
 に全国の各地で設置された。业余体育学校はそ
 のままであった。体育運動学校と体育運動技術
 学校とは名称だけ違っているが実は同じような
 もので、体育専門学校と言えるのであり、卒業
 してから就職が出来る。

体育運動学校の生徒募集

- 中学校卒でずっと业余体育学校に通って
 優秀な成績と競技選手の将来性があり、文
 化試験とスポーツのテストに合格した者。
- 中学卒、推薦されたスポーツに特技を持
 つ者。

体育運動学校の生徒の勉強、生活と訓練

- 普通高校の課程に、卒業後の就職の為の
 内容が含まれている。
- 生徒は全寮制であり、費用はすべて国家
 負担となっている。
- 文化の勉強以外に、スポーツに打ち込む

としている。

体育運動学校を卒業した生徒の進路

- 配置により、小・中学校の体育教師にな
 る。
- 全国或いは本省の体育学院或いは大学の
 体育学部に入學し、体育学院の場合はス
 ポーツ学科以外の学科に入る。
- スポーツに優れた者が推薦され、体育学
 院のスポーツ学科に入り、本地方のスポー
 ツ代表選手として勉強する。

(3) 体育学院或いは体育運動技術学校

体育学院は、中国の体育界の最高学府と言え
 る。中国では、14の体育学院があるが、その中
 に、国家教育委員会が直轄している学生の募集
 と卒業後の就職が全国的であるのは上海、北京、
 沈陽、成都、西安、武漢と言う六大体育学院だ
 けである。他の八つの体育学院は、学生の募集
 と卒業後の就職が皆当該の地方に限り、当該地
 方の教育委員会と体育運動委員会の両方の指導
 の下で、教学と当該地区（省・自治区・直轄市）
 のスポーツ代表選手チームの養成と言う二重任

務を担当している大学である。しかし、以上の六つの体育学院が所在している省・直轄市は当該地方のスポーツ代表選手チーム養成のことを解決するために、体育運動技術学院を設立した。体育運動技術学院は当該地方の体育運動委員会の指導を受け、体育運動委員会に所属する一つの単位である。

当該地方スポーツ代表選手として体育学院（体育運動技術学院）に在学している学生は全寮制と月給制で、文化勉強時間の他に、スポーツに打ち込むとしている。費用はすべて国家負担となっている。体育学院の学制はいずれも2・3・4年制である。

(4) 体育伝統学校

1978年の全国体育工作会議の後に、生徒の健康な身体づくりと学校体育を促進するために、体育伝統学校と言う方法を実施し始めた。即ち、普通の小・中学校と高等学校を中心として、スポーツ普及の上に、学校のスポーツ種目別の特徴と予備選手の養成を結びつけ、その特徴を持つスポーツ種目をその学校で重点的に展開させ、学校内と校外の各試合を通じて予備選手の養成の目的を達することである。伝統校の命名は県級以上の体育運動委員会が行うことである。選手養成のために、ある種目は幼稚園から練習し始める。

(5) 訓練局

訓練局は、国家体育運動委員会に所属している一つの単位であり、国家が国際交流の促進と各国際競技大会の参加のために、全国で選抜されたスポーツ選手を訓練局に集め、スポーツ競技技術の向上を目的として強化訓練をさせる総合訓練基地である。或いは、中国の各スポーツ種目の国家代表チームの合宿センターであるとも言える。訓練局のコーチのレベルと訓練用の設備などが国家の一流の水準であると言える。

(6) 全国運動会（国体）

1949年に新中国成立以来、1959年の第一回目、1965年の第二回目、1975年の第三回目、1979

年の第四回目、1983年の第五回目（上海）、1987年の第六回目（廣州）、1993年の第七回目（成都、北京）、45年間の中で、政治運動と経済の原因で、ただ七回だけ全国運動会が行われた。1978年の中国体育発展史上に重要な会議の中で、四年間で一回国体を開催する原則が決められ、違う年に四年間で一回全国青年運動会と都市大会を開催する原則も決められた。原則により、第七回国体が1991年に開催される筈であるが、1990年の北京11回アジア大会の開催のため、1993年に延期された。開催地は、上海と廣州及び成都に各一回の他に、皆北京であった。

(八) 中日両国の体育行政機構の比較

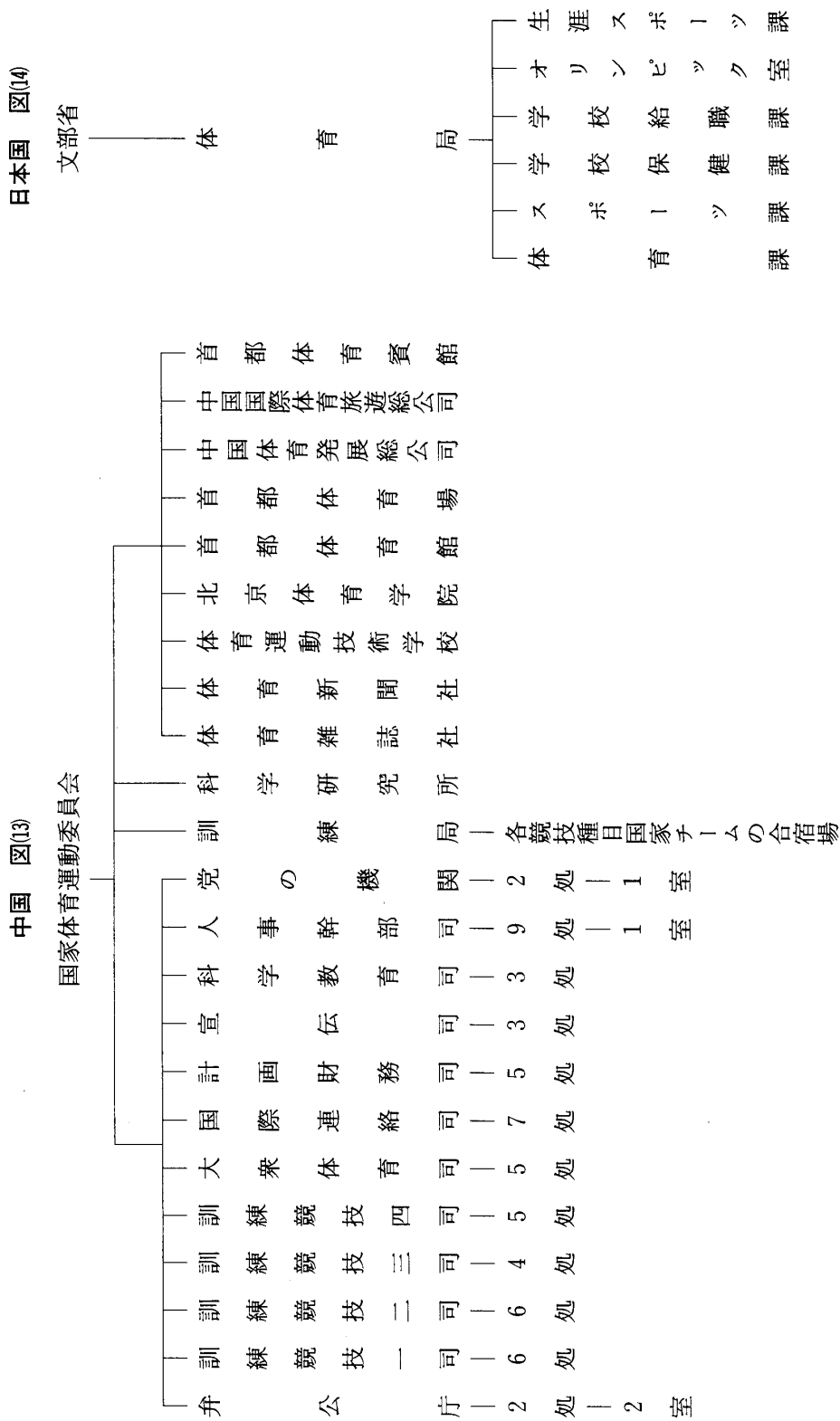
A 国家レベルの体育行政機構の比較

図(13)と図(14)を比べると、中国の体育行政体制機構が日本国の体育行政体制機構より遥かに膨大である。これは共産圏国の政府統制の体育に共通な点であり、中国の体育事業の特徴でもあると言える。中国は2千年以上の封建社会、半封建・半植民地社会から誕生し、貧困な経済と遅れていた文化により、特に、衣食住の問題を解決していないうちに、国民が自発的に体育スポーツをする余裕が不可能であったことによる。中国成立当初の体育スポーツは、全く見るべきものがなかったが、社会文明を発展させ、国民の心身健康のために、中国政府は、国の費用で国民に体育スポーツを展開させつつあった。国民が自発的に体育スポーツを行うことではなかったから、中国の体育スポーツは最初から政府の統制の下で、進められていたと言える。官製体育は、中国の体育行政体制の機構膨大の原因であろう。

日本国の体育発展史上に、戦前、国防のために一時的に政府統制があった。しかし日本国の体育スポーツの最初は、国民の自発性によるところもかなりあり体育民間化機構の礎が最初からあったと言える。

さまざまな資料を分析した限りでは、各省・庁に跨がっている体育関係機関の他に、半官半民的な性格を持つ日本体育協会と日体協から独

国家クラスの体育・スポーツ行政体制の比較



立したばかりの日本オリンピック委員会(JOC)が日本国の体育スポーツの全体を司っていると言えるが、正確な国家クラスの体育スポーツの行政機構から言えば、何といても文部省の体育局であると思う。しかし、図(14)のように、体育局の行政編成、定員は中国の国家体育運動委員会図(13)と比べれば遥かに機構が小さいし、定員も少ないので、簡素な体制であると言える。

B 地方レベルの体育行政機構の比較

図(15)と図(16)は、中日両国の地方クラスの体育・スポーツ行政体制機構図であるが、即ち、中国の省・直轄市・自治区の体育行政機構と日本国の都道府県の体育行政機構図である。中国の国家体育運動委員会は独立の国の政府行政機関の一つとして設置されているので、各地方の体育運動委員会も地方政府行政機関の一つとして存在しているからである。省クラスの体育運動委員会は当該地区の体育全体を主管し、省政府と国家体育運動委員会の指導を受け、国の体育方針・政策・法律・計画などに基づいて省内で実行し、省の体育事業の発展を指導し進める機関である。

図(15)の中で、日本の体制と違うところを述べる必要があると思う。

外事処、県級以上の行政機関に對外交渉の窓口とする外事部門が設置されているが、その行政機関の渉外のことを担当する。例えば省体育運動委員会の外事処は、国家体育運動委員会の国際司と江蘇省人民政府の外事弁公室（江蘇省の外務省）の指導の下で、外国体育団・隊の接待、国際大会の運営、外国への派遣など渉外の全体を担当する部門である。

大衆体育処は群衆体育処とも言う、実は社会体育処の意味であり、学校体育を含めているが、学校体育処を別箇にしている省もある。

競技処は国と地方の競技計画の実行と大会の運営と審判の養成、記録の公認、などを担当する部門である。

訓練処は競技選手の養成、強化訓練に関する指導、協力などを実施する部門である。

C 社会団体、民間団体レベルの比較

図(17)と図(18)のように、中国の体育総会・オリンピック委員会の組織機構は日本国の体育協会・オリンピック委員会の機構より遥かに小さいばかりでなく、弁公室以外の部門の仕事が皆国家体育運動委員会の職員に兼任されているのである。中国では「一班人馬、幾塊牌子」（単位は一つで、表札は何枚もあること）と言われている。だから、中国の体育総会・オリンピック委員会は、ただ交流に対応するために名目だけであると言える。これは中国だけではないが、共産圏の体育行政体制の実体であり、経費はすべて国家負担となっている。

しかし、図(18)のように、中国と逆になっている（社団法人）日本体育協会・オリンピック委員会の機構は、大きい、それは、日本体育協会成立の目的「日本におけるアマチュアスポーツの統轄団体として国を代表し、国民スポーツと競技スポーツの振興が事業の目的である」と直接に関係があると思う。この自発的、アマチュアスポーツを主体とする事業の目的があるからこそ、日本体育協会が広汎な社会を体育活動の場として1911年に成立以来、ずっと堅い社会的基礎と厚い大衆基盤の上に、日本国の体育の発展を進めているとみられる。日本体育協会・オリンピック委員会の職員は主な責任者と事務局員の他にはすべて非常勤だという。日本体育協会から独立したばかりのオリンピック委員会の向井正剛事務局長（インタビューの当時）はバルセロナ五輪の時に、事務局の仕事について“バルセロナ大会はJOCが日本体育協会から独立して初めての夏のオリンピックですが、仕事は忙しかった。JOC総勢は38人であるが、五輪の時に現場へ派遣された12名以外の26人が留守番をした”と言った。向井氏の話によって、このような大きい機構で、職員はただ38名であることが分かった。その経費は、勿論、国の一部補助金があると思うが、向井事務局長が今回の五輪費用について、“関係者の努力のおかげで、選手強化費はソウル五輪のときから比べると今回のバルセロナに向けて約3倍になっていた”と語った。詳しい数字までは分からないが、国

地方クラスの体育・スポーツ行政体制の比較

中国 図(15)

省・直轄市・自治区の体育運動委員会



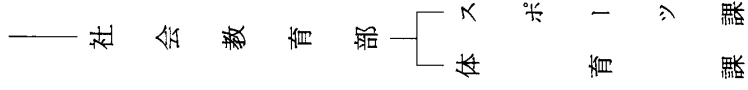
室 | X

X

科

日本国 図(16)

都・道・府・県の教育委員会



部

課

課

課

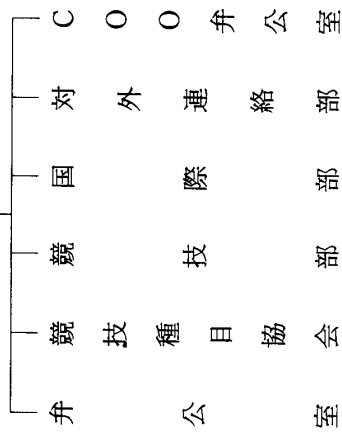
課

中日両国体育・スポーツ社会団体、民間機構の比較

中国 図(17)

中華体育総会

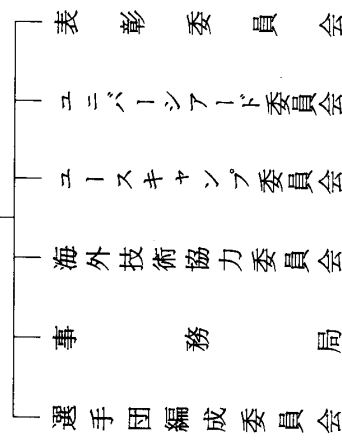
中国オリンピック委員会 (COC)



日本国 図(18)

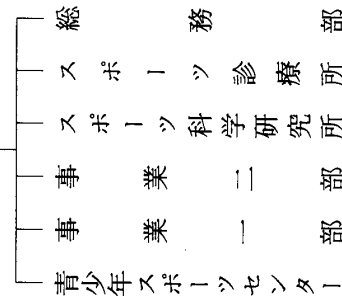
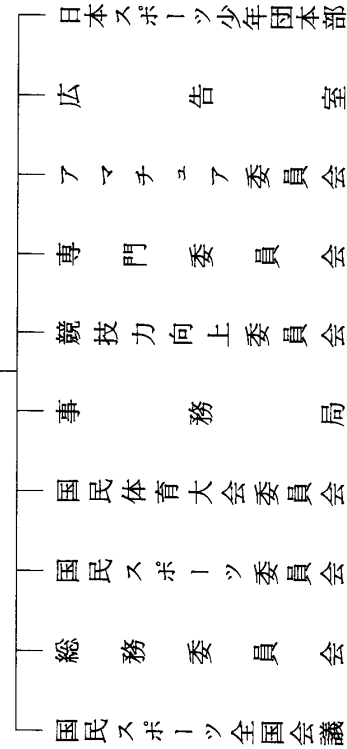
日本オリンピック委員会

JOC



日本国体育協会

評 議 員 会



湯布院
北条
紀湖
田沢
北海道

の補助金は事実である。それ以外の費用は、法人化によって、自足であろう。これは日本の場合本当の社会団体・民間機構であると認識した。

D. 第三セクターの比較

1987年の中国体育工作会議の上に(各省クラス体育運動委員会の主任が参加した会議で、毎年開催)“体育スポーツの第三産業を發展させよ”と言う呼び掛けを正式に体育事業發展の一政策として提出したのは初めてである。当時にスポーツ界を含む人達はそれを聞いたからそのような疎いことと感じてないが、中国体育スポーツ第三産業の需要がすでにあったわけである。例えば、1979年から1982年までに、国家体育運動委員会の中国体育服務会社の成立により、各省の体育服務公司(地方によって、体育發展公司或いは体育服務中心と改名した)が相次いでつくられ、1985年から体育旅遊公司、体育ホテルなど体育スポーツのサービス業も相次いで出来た。もし、体育スポーツの第三産業は体育スポーツのサービス業であると言え、現在の中国の体育スポーツの主な第三産業は：

- ① 体育發展公司(ある地方は体育服務公司、体育服務中心とも言う)

国家体育運動委員会の方には中国体育發展總公司がある。省クラス以上の体育運動委員会には体育發展公司もある。

 - a. 主 旨：体育スポーツと関連するあらゆる業務を営業し、スポーツ競技力の向上と体育事業の發展にサービスすることである。
 - b. 經營範圍：營利を目的とする各種目の競技大会、演技大会の開催、体育広告の業務の展開、スポーツ施設の建設、体育スポーツの宝くじ券の經營、スポーツ器具・用品の開発と販売、体育基金の募集、体育スポーツ情報の提供など。
- ② 体育旅行社(ある地方は体育旅遊公司与

も言う)

国家体育運動委員会の方には中国国際体育旅遊公司があるが、省クラス以上の体育運動委員会には体育旅遊公司もあるが、条件がある市も持っている。(主旨と營業範圍は略)

- ③ 体育ホテル或いは招待所(宿食が出来る寮と同じ)

体育ホテルは、国家と条件を持つ省・市の体育運動委員会が持っている。利用者は、外国体育団体・チーム、国内の体育スポーツ選手、体育関係者である。
- ④ 社会人向けの健美室(体力づくり、健康トレーニング室)
- ⑤ その他

しかし、中国では、今日まで体育スポーツの第三産業の内訳は何か、第一・第二産業とは一体何かと言う詳しいことについて決して十分理解が出来ていないと思っている。と言うのは国家の方には体育スポーツの第三産業に対してははっきりした説明がなかったからである。勿論、体育スポーツの第三産業を研究する人はいないと言えないが、人数は多くないと言える。中国では、体育スポーツの第三産業と言ったのは体育・スポーツのサービス業と理解されているが、このような理解は正しいかどうか、先進国と言われている日本国では、このことについてどのように説明され、日本国の体育スポーツの第三産業はどのような状況であるかなどについて、関心のあるところである。

日本国では、体育スポーツ産業について、文献によると次のようなことが知られる。

ひとくちにスポーツ産業と言うが、今日のスポーツ活動は極めて多彩であるため、スポーツ産業もそれに対応して、さまざまな業類を含んでおり、その位置づけや枠組にはいまのところ定説はない”と言う観点は正しいと思っている。しかし、各方面の意見を含めて業界では、一定の位置づけや構造化が進んでいるので、これらの論点を纏めてスポーツ産業を五大産業に帰納することが出来るのではないかと思う。

- ① スポーツ用品の提供業界

スポーツ産業の最初に位置づけられる業界としては、スポーツ用品の生産、流通にかかわるスポーツ用品提供業界をあげることが出来る。

- a スポーツ用品製造業
- b スポーツ用品流通業
- ② スポーツ施設の提供業界
スポーツの場所も重要であり、スポーツ施設の提供業界は第2番目であると言える。
- a 公共スポーツ施設
- b 職場スポーツ施設
- c 民間営利スポーツ施設
- ③ スポーツ教育提供業界
- a スイミング・スクールまたはクラブ
- b アスレチック・クラブ
- c テニス・スクールまたはクラブ
- d その他の学校またはクラブ
- ④ スポーツ情報提供業界
- a スポーツ新聞、出版、放送分野
- b スポーツ興業またはイベント提供分野
- c プロスポーツ社・団またはクラブ
- ⑤ スポーツ健康業界
- a 健康機器
- b スポーツ飲料食品
- c スポーツ医療関係

日本国の安定成長経済の発展と整備した生活環境により、人々の余暇時間の増大や健康な生活意識の変化に対応してスポーツ活動は多彩である。国民が自分の適性と健康状態にあわせて、いつでも、どこでも自分から進んでスポーツに親しみ、そのことを通じて、明るく豊かな国民生活が送られるような諸条件を整備するため、柔軟で効率的なスポーツ施設の管理運営やより積極的な事業拡大を行えるよう、行政機関や関係団体などと緊密な連絡をとりつつ、より広い国民参加と民間活力の導入を図れる団体として、1980年から日本の各県で相次いで財団法人スポーツ振興事業団の設立が始められた。筆者は、愛知県と名古屋市のスポーツ振興事業団を訪ね、事業団の概要と状況を調べた。その事業

内容は三つである。

- ① スポーツ・レクリエーション普及振興事業
 - a スポーツ教室の開催
 - b スポーツクラブの育成
 - c スポーツ医事・実践相談
 - d 各種スポーツ大会の開催
 - e トレーニング指導
- ② 体育施設等の広報及び情報提供事業
- ③ 施設の管理運営

このスポーツ振興事業団の事業内容は、先に述べたスポーツ五大産業の経営分野と比べると第一のスポーツ用品の提供業界と第五のスポーツ健康業界を除いた、第2・3・4スポーツ産業分野の内容（民営の他に）をほとんど含んでいる。しかし、営利を目的としたものでない公共施設のサービスであるとみられる。

このようなスポーツ事業団の特徴は：体育スポーツ行政機関と体育関係団体の連絡は緊密化、行政管理の効率化、スポーツ施設の管理の集中系統化、施設利用の拡大化、施設の管理運営の経済効率化、情報提供のスピード化、事業拡大の積極化、最終的に到達するのはスポーツの社会化とスポーツの生活化であると深く感じた。このような素晴らしい体育スポーツの新型事業、新型体育スポーツ振興経験などは、中国体育事業の発展に十分採用出来るものであり、全面的に採用しなければならないと思っている。

(九) 結論と提案

1. 中国に対して

① 中国の体育現状は、国の経済力不足により、少数人の選手の体育スポーツの現状である。政府は競技体育と社会体育を両手に掌握しているのに、実際は社会体育より競技体育に大きな力を入れたのである。広汎な人民大衆は、スポーツの器具を持って、流れた汗でスポーツの後の楽しさを味わえる余裕がないが、自分がやるより、見る・聞く・読むの方が多い状況であるが、この現状を改変しなければならない。

② 経済は体育発展の基礎である。中国体育が上記の状態になったのは、国の経済力が弱いためだと思われる。体育の存在と発展は、一定の財貨を消費するはずである。例えば、体育スポーツに関連している運動場所、施設、器具、服装、靴、専用食品……及び間接的に関連している交通手段、通信設備、宿食場所……等が所要財貨数は人を驚かせるほどの数字である。財貨の生産は人の衣食住の需要を満たし、余裕があるからこそ、体育スポーツのための余暇が発生し、人々がこの余暇を利用することが出来る。いま、中国は自由経済の導入によって、体育スポーツ事業発展の期待が出来ると思う。

③ 中国体育の発展に体育の宣伝と教育が不足である。

④ 中国の体育は統制化し過ぎるが、自由に行わせる必要がある。

⑤ 中国体育行政体制機構には、大胆な改革も必要である。行政機構が大き過ぎるので、簡素化をしなければならない。

⑥ 体育行政機構を縮小し、体育社会団体を拡大し、中国体育総会とCOCを名実相伴う法人企業にする。

⑦ 中国では競技体育を発展すると共に社会体育を重視しなければならない。

⑧ 体育施設不足の矛盾を解決するために、学校の体育施設を、学校の教育の支障がない場合に社会への利用に提供することを提案する。

⑨ 体育の経済に対するこの作用を十分に発揮し、積極的に中国では展開していないオリンピック種目（野球、ソフトボールなど）を導入する。

⑩ ある種目を民営化にする。例えば、サッカーは、球団・クラブ化する。

2. 日本国に対して

① 全体を見れば、日本の国家或いは地方を

問わず、体育行政体制機構は、小さいので、拡大の必要があるかどうか検討の必要がある。

中国体育組織指導体制は、政府部門を主体とする集中統一的な指導体制であるが、その長所としては、集中統一的な指導に便利で、全国一致の保証が出来、人力・物力・財力の集中が出来、一定範囲の中で、重点的、計画的に体育スポーツ事業を展開することができることである。日本は自由主義国家であると言われているが、国際競技大会に向ける競技体育の面には、全国の集中統一の必要があると思われる。

② 経済力と釣り合わせる為に、競技体育に力をもっと入れるべきではないか。

③ 体育省を設立する必要があると思う。

④ 選手養成には、“国家のため、民族のために金メダルを勝ち取った”のような言葉を教えることが必要である。（第25回五輪のあとに、日本のメダル獲得者が取材された時の話を聞いてから、精神面に於いて、何か欠けていると感じた）

⑤ 五輪のような重大な大会の中で、メダルの獲得者に褒賞をもっと多くすべきではないか。今回の五輪で金メダルをとった選手に褒賞金はJOCが最高300万円を支給するほかに、各競技団体でも導入が進んでいるが、テニス協会は金2,000万円、銀1,000万円、銅500万円の褒賞金を支給することを決定したことによって、大変騒がしかったそうであるが、実は、大したことではないと思う。なぜなら、この数字は遥かに中国より取るに足りないことであった。わずか2,000万円は、月給50万円で計算すれば、3年4ヶ月分のものであったが、中国の金メダル卓球選手の褒賞金は100万元であった。高い月給50万円で計算すれば、166年6ヶ月分のものであった。実に1対49である。

⑥ 対中国の交流は西洋諸国より遥かに少ないが、強化がのぞましい。